

議員各位

厚木市議会議長
寺岡 まゆみ

新型コロナウイルスに対する市議会における対応について（お知らせ）

このことについて、政府は、新型コロナウイルスをめぐる現在の状況から、神奈川県を含む7都府県に対し「緊急事態宣言」を発令しました。現在、感染経路が明らかではない患者の発生が増加しており、大規模な感染拡大を防止する上で、極めて重要な局面にあり、本市議会では、緊急事態宣言期間の会議について、次のとおりいたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 会議について

4月17日（金）及び21日（火）に予定していた会議については、全て、開催しないことといたします。なお、会議ごとの対応については次のとおりです。

(1) 4月17日（金）

時 間	会議名	対応方法
10：00	中心市街地活性化特別委員会 及び 中心市街地活性化特別委員協議会	延期
終了後	議会の在り方検討会	延期

(2) 4月21日（火）

時間	会議名	対応方法
9：00	議会運営委員会	書面送付（タブレット）
9：30	定例全員協議会	書面送付（タブレット）※
終了後	議員クラブ総会	書面送付（タブレット）
終了後	議会の在り方検討会	延期
終了後	会派代表者会議	延期

【参考】健康状態等に係る対応について

次の症状がある場合には、登庁を自粛するとともに、議会事務局まで連絡をお願いします。

- 1 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD（慢性閉塞性肺疾患）等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方については2日程度）続いている場合
- 2 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- 3 嗅覚・味覚障害等がある場合
- 4 家族に上記の症状がある人がいる場合

帰国者・接触者相談センター〈24時間対応〉

(1) 平日昼間（8：30から17：15）電話番号 046-224-1111（厚木保健福祉事務所）

(2) 平日夜間（17：15から翌朝8：30）・休日（24H）電話番号 045-285-1015（神奈川県庁）